ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

R7.1.28

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の親又は児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講経費の一部を支給します。

支　給　対　象　者

・ひとり親家庭の親及び児童

・母子父子自立支援プログラムを受けていること

・認定試験に合格することが就業のために必要であると認められる者

・既に大学入学資格を取得していない者

・過去に同様の給付を受けたことがない者

※給付金申請時に児童が20歳以上の場合は受給できません。

対　象　講　座

・認定試験の合格に必要な科目に係る講座として認められるもの

支　給　額

受講開始時給付金

受講経費の４０％に相当する額

・通信制の場合（**上限10万円**）

・通学又は通学及び通信併用の場合（**上限20万円**）

受講修了時給付金

講座の受講を修了した際、受講経費の１０％に相当する額

・通信制の場合（**受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円**）

・通学又は通学及び通信併用の場合（**受講開始時給付金と合わせて上限25万円**）

合格時給付金

受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了の日から起算して２年以内に認定試験に合格した場合

受講経費の１０％に相当する額

・通信制の場合（**受講開始時給付金と受講修了時給付金とあわせて上限15万円**）

・通学又は通学及び通信併用の場合（**受講開始時給付金と受講修了時給付金とあわせて上限30万円**）

対象となる経費

１．入学料

２．受講料（教材費含む）

３．上記経費の消費税

対象とならない経費

１．高等学校卒業程度認定試験の受験料

２．補助教材費

３．補講費

４．各種行事参加に係る費用

５．将来、受講者に還付が予定されている費用

６．交通費及びパソコン等の機材費用

※試験に関するお問い合わせ先　⇒

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

こんなときには届出を！

●ひとり親家庭の親でなくなった場合

●富士市外へ転出したとき

●受講を取りやめたとき

問い合わせ先

富士市役所子育て給付課

TEL　0545-55-2738

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業の申請手続きについて

R7.1.28

事前相談

申請手続
受講開始の14日前を目安に

講座指定
対象講座指定通知書の送付

講座受講

受講開始時給付金
申請書の提出

給付金決定通知の送付
（通知送付後に支給）
※口座支払い

＜対象講座の指定申請＞

必要書類
・戸籍の謄本（※省略可能な場合あり）
・受講する講座の名称、受講期間、受講にかかる費用
　教室名等のわかるもの

＜受講開始時給付金支給申請＞

必要書類 （講座開始後 30日以内）
・戸籍の謄本（※省略可能な場合あり）
・対象講座指定通知書
・「領収書」又はクレジット契約証明書
・口座情報のわかるもの（申請者名義）

講座修了

受講修了時給付金
申請書の提出

給付金決定通知の送付
（通知送付後に支給）
※口座支払い

高卒認定試験受験 合格
（講座修了後2年以内）
合格時給付金支給申請の提出

給付金決定通知の送付
（通知送付後に支給）
※口座支払い

＜受講修了時給付金支給申請＞

必要書類 （講座修了後 30日以内）
・戸籍の謄本（※省略可能な場合あり）
・「修了証明書」（講座主催者発行のもの）
・「領収書」又はクレジット契約証明書
・振込先金融機関の預金通帳（申請者本人名義）

＜合格時給付金支給申請＞

必要書類 （合格後 40日以内）
・戸籍の謄本（※省略可能な場合あり）
・「合格証書」（文部科学省発行のもの）
・「領収書」又は「クレジット契約証明書」
・振込先金融機関の預金通帳（申請者本人名義）